

評議員の報酬及び費用弁償並びに旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償並びに旅費に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は定款第10条の規定に基づき、これを支弁しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が法人運営の業務に関する出張を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。

2 評議員が出張した場合の旅費については、本会職員旅費規程に準じた額を支給することができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

出張等にかかる旅費の実費負担額を弁償する。

附 則 この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月7日から施行する。